

那教生市ス第 52 号

令和 2 年 9 月 7 日

那覇市スポーツ少年団

本部長 安里 勉 様

那覇市教育委員会

市民スポーツ課

課長 高里 浩

(公 印 省 略)

### 緊急事態宣言解除に伴うスポーツ少年団の活動再開について（協力依頼）

平素より、当課の事業に御理解と御協力を賜り、また県の緊急事態宣言の期間中において、スポーツ少年団の活動自粛に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県の緊急事態宣言が 9 月 6 日（日曜）より解除となりました。各スポーツ少年団におかれましては、活動再開に向けて準備をしていることと存じますが、活動を再開する際は、下記事項に十分留意していただきますよう、各団体への周知方よろしくお願いいたします。

なお、今後状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知いたします。

#### 記

#### 【活動再開にあたっての留意点】

- 県の警戒レベルは未だに第 3 段階であり、感染流行期ですので、活動再開については、保護者会等において、十分に話し合いを行ってください。
- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないでください。
- 活動の長期自粛による児童生徒の体力低下や運動不足が考えられるため、怪我や熱中症等の安全管理に十分留意し、無理のない範囲で段階的に実施してください。
- 臨時休校や活動の長期自粛による児童生徒の生活習慣の乱れが考えられるため、正しい生活習慣の確立に努めてください。
- 「【別紙】スポーツ少年団の活動を再開する際の留意点（チェックリスト）」を活用の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底してください。
- 学校体育施設（主に体育館やグラウンド）を利用する際は、学校側とも十分に事前調整を行ってください。
- 休養日は、土日を含め最低でも週当たり 2 日以上設けてください。

#### 【お問い合わせ先】

那覇市教育委員会  
生涯学習部 市民スポーツ課  
担当：前田  
TEL：098-917-3504  
FAX：098-917-3521